

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」の2. 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

引当金の明細については、「財務諸表に対する注記」の4. 引当金の明細に記載のとおりである。